



島根県報

平成28年 1月29日 (金)

第 2,771 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農用地利用配分計画の認可	(農 業 経 営 課)	2
解除予定保安林 (2件)	(森 林 整 備 課)	2

【公 告】

肥料の登録の失効	(農 産 園 芸 課)	3
林業種苗法の規定による生産事業者の登録	(森 林 整 備 課)	3
公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	3
都市計画事業変更の認可	(下 水 道 推 進 課)	3

【公安規則】

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	4
--	-----------	---

告 示**島根県告示第68号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 のきの郷	安来市利弘町922-3	安来市飯生町357-3 外497筆

2 認可年月日

平成28年 1月29日

島根県告示第69号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市佐田町吉野568-3、568-4、569-2、569-3、570-2、570-3、636-6、637-8、673-3、674-2、685-2、685-4、686-2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第70号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

安来市広瀬町奥田原2308-2、2308-3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
島肥登第 408号	混合有機質 肥料	ペレット型ミ ネラル海藻	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 加里全量 4.0	公定規格 のとおり	新和産業株式会社 鳥取県境港市元町124-1	平成28年 1 月15日

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成28年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
627	農事組合法人 宮西 代表理事組合長 江角 康宏 出雲市斐川町原鹿610番地			○	○	農事組合法人 宮西 出雲市斐川町原鹿610番地

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 作業期間

平成28年 1月18日から同年 3月20日まで

3 作業地域

出雲市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（平成28年中国地方整備局告示第5号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事

業の施行について次のとおり公告する。

平成28年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画及び宍道都市計画下水道事業
宍道湖西部流域下水道
- 2 施行者の名称
島根県
- 3 事務所の所在地
出雲市大津町 出雲県土整備事務所
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 1月29日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

島根県公安委員会規則第 1 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則の表益田警察署益田駅前交番の項所管区の区域の欄中「中島町」の次に「、かもしま北町、かもしま東町、かもしま西町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。